

埼玉県環境負荷低減事業活動実施計画等認定要領

令和5年4月3日 農林部長決裁

令和6年4月16日一部改正

令和7年4月9日一部改正

令和7年12月25日一部改正

第1 趣旨

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」と総称する。）の認定は、（1）から（5）までに定めるもののほか、この要領に基づき行う。

（1）法

（2）環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）

（3）環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）

（4）環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（4環バ第161号令和4年9月15日 農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下「ガイドライン」という。）

（5）埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画（令和5年3月30日 埼玉県、全63市町村。以下「基本計画」という。）

第2 実施計画の作成

実施計画の認定を受けようとする農林漁業者が作成する実施計画については、作成する計画に応じて、それぞれ別紙様式第1号、第2号又は第3号を用いるものとする。

第3 実施計画の提出

実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、実施計画その他必要な書類を添付した別紙様式第4号、第5号又は第6号を知事に提出するものとする。

第4 実施計画の認定

（1）知事は、申請のあった実施計画について、法第19条第5項又は第21条第5項並びに基本方針、ガイドライン及び基本計画に則して審査を行うものとする。

（2）知事は、審査の結果、申請のあった実施計画が法第19条第5項又は第21条第5項に適合すると認めた場合は、別紙様式第9号又は第10号により、申請者に対して当該実施計画を認定する旨を通知するものとする。

（3）知事は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を行った場合は、別紙様式第11号により関係市町村長に対して、また、別紙様式第12号により関東農政局長に対して、それぞれ通知するものとする。

（4）知事は、申請のあった実施計画を認定しない場合、その旨を理由とともに別紙様式第

13号により申請者に通知するものとする。

第5 意見聴取

知事は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしようとするときは、別紙様式第7号により関係市町村長の意見を求めるものとする。関係市町村長からの回答は、別紙様式第8号により行うものとする。

第6 協議

- (1) 知事は、実施計画の認定をしようとする場合において、法第19条第6項、第21条第6項第1号、同項第3号又は同条第12項の規定に係る農林水産大臣への協議を行うときは、それぞれ別紙様式第19号、第20号又は第22号により、関東農政局長に協議するものとする。
- (2) 知事は、実施計画の認定をしようとする場合において、法第21条第6項第2号の規定に係る指定市町村長への協議を行うときは、別紙様式第21号により行うものとする。

第7 実施計画の変更

- (1) 実施計画の認定を受けた者（以下「認定農林漁業者」という。）は、当該認定に係る実施計画（以下「認定計画」という。）の変更（（3）の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、別紙様式第14号により変更の認定を知事に申請するものとする。その際、変更後の実施計画、別紙様式第15号による変更前の実施計画の実施状況報告書及びその他必要な書類を添付するものとする。
- (2) 実施計画の変更の認定については、第4から第6までの規定を準用する。
- (3) 認定農林漁業者は、認定計画について、規則第10条又は第15条の軽微な変更をしたときは、別紙様式第16号により知事に届け出るものとする。

第8 認定計画の認定の取消し

知事は、認定計画について、法第20条第3項又は第22条第3項に基づきその認定を取り消すときは、その旨を理由とともに別紙様式第17号により当該計画の作成者に通知するものとする。

第9 実施状況の報告

知事が、法第46条第1項に基づき、認定農林漁業者に対して認定計画の実施状況について報告を求めた場合、当該認定農林漁業者は、別紙様式第18号により報告を行うものとする。

第10 書類の提出先

実施計画の認定に係る知事への書類の提出先は、別表のとおりとする。

第11 暴力団排除に関する誓約

実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項

について、第3に規定する書類を提出する前に確認しなければならず、当該書類の提出をもってこれに同意したものとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、実施計画の認定に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月16日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月9日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年12月25日から適用する。

別表

提出書類に係る実施計画に記載する環境負荷低減事業活動の内容	提出先
耕種農業に関すること	申請者の住所を所管する農林振興センター
畜産業に関すること	申請者の住所を所管する家畜保健衛生所
水産業に関すること	生産振興課
林業に関すること	秩父農林振興センター (申請者の住所が秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町又は小鹿野町にある場合) 川越農林振興センター (申請者の住所が川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町又は越生町にある場合) 寄居林業事務所 (申請者の住所が上記以外の市町村にある場合)

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当申請者は、実施計画の認定を申請するに当たって、また、実施計画の環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の実施期間内及び実施期間終了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 申請者が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は申請者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。